

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書

無実の者が処罰されることは本来あってはならず、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者は、速やかに救済されなければならない。えん罪被害者を救済するための最終手段として再審制度がある。

しかし、我が国においては、現在の再審制度が抱える問題により、救済が遅々として進まない状況がある。その間に、元被告人が亡くなる場合や相当に高齢となるなど、非人道的結果をも、もたらしている。

長期化の原因は、まず、刑事訴訟法における再審規定がわずか19条しか存在せず、再審請求審における具体的審理の在り方は裁判所の広範な裁量に委ねられており、事実取り調べや、多くの再審裁判で無罪となった要因である検察官保管証拠の開示に向けた裁判所の訴訟指揮に「再審格差」と言われる状況が生じていることにある。これでは、再審手続きの公平さや適正さが担保される制度とはなっていないと言わざるを得ない。

また、多大な時間と労力を要して再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官による不服申し立てによって、更に審理が長期化し、ときには、再審開始決定が取り消され、振り出しに戻るという事態も繰り返されてきた。本来のえん罪被害者の速やかな救済という観点からは、合理性を欠く状況となっている。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について刑事訴訟法における再審規定を速やかに改正することを求める。

記

- 1 再審手続き規定の整備を行うこと。
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月7日

生 駒 市 議 会